



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月15日(月) 号外(第3号)

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第64号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名ADB-BUTINACA)及びその塩類
- (2) 1- [1- (3-フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン(通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP)及びその塩類
- (3) 3- {2- [エチル(プロピル)アミノ]エチル} -1H-インドール-4-イル=アセテート(通称名4-AcO-EPT)及びその塩類
- (4) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート(通称名threo-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類
- (5) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート(通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年3月16日